ジフテリア抗毒素	二三四五六ccccccc	四二三三二二本本本本本
破傷風抗毒素		一一本
シュワルツマンろ液（コンムニン）		五〇本
シュワルツマンろ液（チフォゲリゾン及びチフォミン）		五〇本
結核ワクチン（AO）		一〇〇本
狂犬病ワクチン		五〇本
血液型判定用血清	各血液型ごとにバルタから一アンプルにとるもの 各血液型ごとに小一cc以上分容器のもの五cc四アンプル以上	
血液型判定用血清（乾燥）	各血液型ごとに五cc相当四アンプル以上	
ワイル病ワクチン及びワイル病秋疫混合ワクチン	一五〇〇cccc	二三本一六本一三本

◎農林省告示第二百九十号

植物防疫法（昭和二十五年法律百五十一号）に基き、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月一日

農林大臣　広川　弘禅

第一條第二項中「さつまいも、ばれいしよ、グラジオラス、すいせん、げんげ、米、麦及び雑穀」を「甘しよ、馬鈴しよ、果樹及びグラヂオラス、すいせん、ゆり、チューリップその他の球根類並びにげんげ、米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす、コブラ」に、同項第一号中「さつまいも及びばれいしよ」を「甘しよ、馬鈴しよ及び果樹」に、「その他は」を「又は消毒した後」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　グラヂオラスの球根については外皮を除いた後、すいせんの球根については温湯浸せきを行つた後検査する。なお、バイラス病により病している球根があると認められるものについては、更に隔離栽培を行つて検査する。

第一條第二項第四号中「及び雑穀」を、「雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす及びコブラ」に改め、同号を第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　ゆり、チューリップ及びその他の球根類については、検査した後、バイラス病により病している球根があると認められるものにつき、更に隔離栽培を行つて検査する。

第三條第二項中「かゞ類」を「かゞ類又は製油原料」に、「有害動物」を「有害動物又は有害植物」に、「製粉せられ、又は製麦せられ、且つ、ダストの焼却及び麻袋のくん蒸の措置が行われるとき

◎厚生省告示第百七十号

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項の規定により、昭和二十七年六月十九日あん摩師養成施設及びはり師、きゅう師養成施設を次のとおり認定した。

昭和二十七年七月一日

厚生大臣　吉武　恵市

名称	位置
名古屋鍼灸学校	愛知県名古屋市中川区八幡町二丁目二番地

◎厚生省告示第百七十一号

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項の規定により、昭和二十七年六月十九日あん摩師養成施設を次のとおり認定した。

昭和二十七年七月一日

厚生大臣　吉武　恵市

名称	位置
国立神戸光明寮	兵庫県神戸市垂水区玉津町吉田千七十番地

◎厚生省告示第百七十二号

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項の規定により、昭和二十七年六月十九日あん摩師養成施設を次のとおり認定した。

昭和二十七年七月一日

厚生大臣　吉武　恵市

名称	位置
福岡光明寮	福岡県福岡市東築院一番町十番地

◎厚生経済安定本部省告示第五号

生物学的製剤製造検定規則（昭和二十四年厚生省令第八号）第十三條に規定する検定手数料を次のように定め、昭和二十六年八月厚生省物価庁告示第五号（生物学的製剤製造検定規則第十三條に規定する検定手数料を定める件）は、廃止する。

昭和二十七年七月一日

厚生大臣　吉武　恵市
経済安定本部総務長官　吉田　茂

製剤名	一件当りの手数料	
痘苗	抜取検定のとき	一三、〇〇〇円
ジフテリアトキソイド	抜取検定のとき	九、〇〇〇円
ジフテリアトキソイド		一八、三〇〇円
ジフテリアミョウバントキソイド		一五、三〇〇円
腸チフスパラチフス混合ワクチン		八、八〇〇円
百日咳ワクチン		一四、〇〇〇円
乾燥BCGワクチン		二六、八〇〇円
乾燥BCGワクチン膿瘍用液		五、五〇〇円
発疹チフスワクチン		一七、二〇〇円
コレラワクチン		一三、二〇〇円
インフルエンザウイルスワクチン		二五、二〇〇円
破傷風トキソイド		二〇、三〇〇円
破傷風ミョウバントキソイド		一五、五〇〇円
ツベルクリン（診断用ツベルクリン稀釈液）		三一、五〇〇円
ジフテリア抗毒素		一〇、六〇〇円
破傷風抗毒素		九、一〇〇円
シュワルツマンろ液（コンムニン）		三、八〇〇円
シュワルツマンろ液（チフォゲリゾン及びチフォミン）		三、七〇〇円
結核ワクチン（AO）		九、七〇〇円
狂犬病ワクチン		二一、五〇〇円
血液型判定用血清		三、七〇〇円
血液型判定用血清（乾燥）		三、八〇〇円
ワイル病ワクチン及びワイル病秋疫混合ワクチン		二〇、九〇〇円

は、」を「製粉され、製麦され、又は搾油され、且つ、きよう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、」に改める。

第四條に次の一項を加える。

2　法第九條第一項の規定に基いて行うくん蒸は、植物防疫所の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫であつて植物防疫官が指定するものにおいて行うものとする。

第五條中「ブラジル」の下に「琉球、台湾」を加える。

第六條第二号中「繊維製品」の下に「であつて植物の包装材料として使用されたことのないもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　製茶、ホップの乾花、砂糖づけ及び塩蔵された植物

第七條第三号を次のように改める。

三　まつたけ、きくらげ、マツシユルーム等の食用菌及び醸造用として使用する菌類

第七條第三号の次に次の一号を加える。

四　ペニシリン、ストレプトマイシン等の薬剤を製造するのに使用する有用菌及び薬用地衣類

第九條中「けいそう土、」の下に「ポーキサイド、」を加える。

別表を次のように改める。

別表第一　検査すべき数量

植物の種類	検査する数量
1　きく、ばら、さぼてん、そてつ、めやし、ライラック、カーネーション、ドラセナ、くわ等の植物及びこれ等の切花、さし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であつて栽植の用に供するもの	五〇%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は全量）
2　かんきつ、りんご、なし、くるみ、ぶどう等の果樹類及びその部分であつて栽植の用に供するもの	全量
3　まつ、すぎ等の森林植物並びに1、2に掲げるもの以外の植物及びその部分であつて栽植の用に供するもの	三〇%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は全量）
4　甘しよの塊根、馬鈴しよの塊茎（栽植用に供しないものを含む。）	全量
5　ゆり、すいせん、チューリップ、ヒヤシンス、グラヂオラス、ダリア、にんにく等の球根類であつて栽植の用に供するもの	五〇%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は全量）
6　樹木の種子では種用に供するもの	種類、品種別に三%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
7　小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そらまめ、ふじまめ、らいまめ、緑豆、ベッチ、ルーサン等のまめ科植物の種子では種用又は食用とするもの	種類、品種別に五%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
8　げんげの種子	品種別に一〇〇㎡につき〇・五キロ以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は三キロ以上）
9　稲、麦、とうもろこし、あわ、きび等のか穀類の種子では種用に供するもの	種類、品種別に二〇%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は五〇%）
10　野菜、草花及び6から9までに掲げるもの以外の種子では種用に供するもの	種類、品種別に五%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
11　大豆、緑豆、ささげ、らつかせい、ひま、亜麻仁、コプラ等で油糧、醸造、製あん用、肥料用に供するもの	種類別に〇・〇一%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は〇・三%以上）
12　米、麦、とうもろこし等のか穀類の種子で製粉、製麦等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）食糧、飼料、肥料に供するもの	種類別に〇・〇一%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は〇・一%以上）
13　オレンヂ、レモン、ぶんたん、ぽんかん等のかんきつの生果実	種類別に梱数の二%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
14　りんご、なし、ぶどう、さくらんぼう、あんず、すぐり等の生果実	種類別に梱数の一%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
15　すいか、めろん、まくわ、きうり、なす、とうがらし等の生果実	種類別の梱数の五%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
16　バナナ、パインアップル等の生果実	種類別に梱数の〇・五%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は五%以上）
17　ちしや、セロリー、リーキ、たまねぎ、かぶ等の葉菜又は根菜であつて食用に供するもの	種類別に梱数の一%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
18　コーヒー豆、ココア豆、ターメリック、こしよう、葉たばこ等の香辛料又はし好品の原料	種類別に梱数の二%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は一〇%以上）
19　亜麻、麻、アバカ等の粗繊維及びわら、むしろ、かます、なわ等のわら工品	種類別に梱数の〇・一%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は五%以上）
20　木材	種類別に一〇%以上（法第六條の検査証明書又はその写がない場合は三〇%以上）
21　輸入を許可された禁止品	全量

別表第二　第三條第一項第四号の規定する措置の基準

植物の種類	有害動物又は有害植物	措置
1　きく、ばら、さぼてん、そてつ、めやし、ライラック、カーネーション、ドラセナ、くわ等の植物及びこれ等の切花、さし木、ほ木、だい木、根、茎、葉等の植物の部分	ばらのどおがれ病菌、ばらぶらん病菌、バイラたまばえ類、さぼてんはなあぶ、しなく、わかみきり、さぼてんながかいがらむし、やしのしろながかいがらむし、グラミニスながかいがらむし、そてつかきかいがらむし、ジャバまるかいがらむし、さぼてんいがらむし、きいろかめむし、ジャバまるかいがらむし、やしはむぐりむし、さぼてんおおめいが、やしおおぞうむし、さぼてんおおみきりむし、さぼてんはなあぶ、しろすじばはばち、グラジオラスあざみうま、きくのはがれせんちゆう、きくのさび病菌、こんとうがんしゅ病菌、ばらこくはさん病菌、ばらえだがれ病菌、カーネーションめぐされ病菌、もんぱ病菌類、イセリヤかいがらむし、ばらひげながあぶらむし、ありかおびあざみうま、はんのながかいがらむし、しなくわかみきり、ばらしろはまき、しなくひげながあぶらむし、グラミニスながかいがらむし、ばらたかたかいがらむし	当該荷口又は一部の焼却
	有害動物の附着しているもの	全部又は一部のくん蒸
	有害植物の附着しているもの	荷口の焼却

2	かんきつ、りんご、なし、くるみ、ぶどう等の果樹類及びその部分	かんきつかいよう病菌、かんきつこくてん病菌、ぶどうねぐされ病菌、なしかしよう病菌、りんごしろほし病菌、くりどおがれ病菌、バイラスあかおどくが、ぶどうくろそうだし、しんりんてんんまくけかし、ガハニこなかいがらむし、オーブかたかいがらむし、すみぞめこなじらみ、みかんきいろあざみうま、りんごてんまくけむし、なしくきばち、ぶどうねくいむし	当該荷口の全部又は一部の焼却
		かんきつそうか病菌、かんきつじゅし病菌、ぶどうべと病菌、もんぱ病菌類、こんとうがんしゅ病菌、しらきぬ病菌、りんごしろすじかみきり、りんごしろまだらかみきり、りんごはまきむし、りんごしろはまきむし、かんきつはまきむし、はすおびはまきむし、サンホーゼかいがらむし、ルビーろうむし、やのねかいがらむし、イセリヤかいがらむし、ぶどうこなじらみ、りんごわたむし、うめけむし、ぶらんこけむし、るりかみきり、せんちゆう類	有害動物の附着しているものの荷口のくん蒸。有害植物の附着しているものの焼却又は一部の全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着しているものの焼却
3	松、すぎ等の森林植物及び1、2に掲げるもの以外の植物及びその部分で栽植用に供するもの	まつのどおがれ病菌、にれのセラトストメレラ病菌、バーベリーまつくいむし、もみのきくいむし、せんちゆう類	有害動物又は有害植物の附着しているものの荷口の全部又は一部の焼却
		こんとうがんしゅ病菌、もんぱ病菌類、しらきぬ病菌、まつこぶ病菌、まつのさび病菌類、ぶらんこけむし、ムロッタまるかいがらむし、まつむらかいがらむし、まつのわたむし、せんちゆう類	有害動物の附着しているものの全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着しているものの焼却
4	甘しよの塊根及び馬鈴しよの塊茎	ばれいしよがんしゅ病菌、ばれいしよ粉状そうか病菌、ばれいしようわぐされ病菌、バイラスばれいしよが、さつまいものめいが、いもぞうむし、ありもどきぞうむし、コロラド甲虫、ゴールデンネマトーダ	有害動物又は有害植物の附着している荷口の全部の焼却
		さつまいもそうか病菌、さつまいもつるわれ病菌、さつまいもねぐされ病菌、ジャバくろぐされ病菌、えき病菌、ばれいしよくろあし病菌、ばれいしよあおがれ病菌、ばれいしよあおがれ病菌、ばれいしよ粉状そうか病菌、しらきぬ病菌、むらさきもんぱ病菌、はりがねむし、ばれいしよくきいもぞうむし、まるくびくしこめつき、くしこめつきぞうむし	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸又は焼却。有害植物の附着している荷口の全部又は一部の消毒又は焼却
5	ゆり、すいせん、チューリップ、ヒヤシンス、グラヂオラス、ダリア、にんにく等の球根類	すいせんはなあぶ、こがたきゆうこんはなあぶ、すいせんこぶはなあぶ、きゆうこんねあぶらむし、グラヂオラスあざみうま、ゴールデンネマトーダ	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部又は焼却又は温湯浸せき
		ゆりたんそ病菌、グラヂオラスくびくされ病菌、グラヂオラスきぐされ病菌、チューリップはいろふはい病菌、菌核病菌、しらきぬ病菌、バイラスゆりくだあざみうま、ももこぶあぶらむし	有害動物の附着している荷口の全部の焼却又はくん蒸
6	樹木の種子	そうしじゆまめぞうむし、ももぶとまめぞうむし、コドリンガ	有害動物の附着している荷口の全部の焼却又はくん蒸
		ばらのみおながばち、つげのみおながこばち、のしめこくが、くりのしきぞうむし、かしのしまめいが、たねばち類	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸

7	大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そらまめ、ふじまめ、らいまめ、緑豆、ベッチ、ルーサン等のまめ科植物の種子では種用又はもやしの原料とするもの	だいずこくとう病菌、いんげんぞうむし、よつもんまめぞうむし、あかいろまめぞうむし、ブラジルまめぞうむし、ベッチまめぞうむし、ふじまめぞうむし、シコまめぞうむし、あかあしまめぞうむし、メキシコまめぞうむし、えんどうまめぞうむし、はいいろまめぞうむし	有害動物の附着している荷口の全部の焼却又はくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の焼却又は消毒
		いんげんはやけ病菌、えんどうこくはん病菌、あずきぞうむし、えんどうぞうむし、そらまめぞうむし、のしめこくが、こくぬすと	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の消毒
8	げんげの種子	げんげ菌核病菌	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の焼却
			種子○・五キロ中に菌核が一〇粒以上あるときは当該荷口の全部の焼却
9	稗、麦、とうもろこし、あわ、きび等のか穀類の種子では種用とするもの	いもち病菌、むぎじょうはん病菌、麦角病菌、グラナリヤこくぞう、すじこなまだらめいが、こくぢつせんちゆう	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の焼却又は薬剤浸せき若しくはこれと同等の効果ある措置
		いねごまはがれ病菌、いねばかなえ病菌、いねこうぢ病菌、いねの菌核病菌類、むぎのくろほ病菌類、むぎのさび病菌類、むぎのあかかび病菌、麦角病菌、むぎはんてん病菌、むぎはんよう病菌、わささら病菌、あわのめいが、こくぞう、こくぬすともどき、ばくが、こなまだらめいが、こくぬすと	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の薬剤浸せき又は一部の焼却
10	野菜、草花及び6から9までに掲げるもの以外の種子では種用に供するもの	セロリーはがれ病菌、もしやはがれ病菌、てんさいかつばん病菌、うり類たんそ病菌、とまとそうか病菌、とまとはかび病菌、菌核病菌類、くろばなこくぞう、せいようこくぬすともどき、こくぬすともどき、じんさんしばんむし、のしめこくが	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の薬剤浸せき又は発芽つ若しくは一部の焼却
		あかいろまめぞうむし、よつもんまめぞうむし	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸又は焼却
11	大豆、緑豆、ささげ、らっかせい、ひ麻、亜麻仁、コプラ等で油糧、醸造、製あん用、肥料用に供するもの	だいずしはん病菌、かつおぶしむし、わたみひげなのしめこくが、ぞうむし、えんどうぞうむし、そらまめぞうむし	有害動物又は有害植物の附着している荷口の全部のくん蒸又は加熱消毒
12	米、麦、とうもろこし等のか穀類の種子で次（加工品を含む。）製粉、精麦し、醸造し又は食糧、飼料、肥料に供するもの	いもち病菌、むぎじょうはん病菌、麦角病菌、グラナリヤこくぞう、すじこなまだらめいが、こくぢつせんちゆう	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部の焼却、煮沸又は塩水選若しくはこれと同等の効果ある措置

	むぎあかかび病菌、黄変米病菌、むぎくろは病菌類	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸又はこれと同等の効果ある措置。有害植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却若しくは煮沸	
	こくぞう、こくぬすともどき、のこぎりこくぬすと、のしめこくが		
13 オレンヂ、レモン、ぶんたん、ぽんかん等のかんきつの生果実	かんきつかいよう病菌、みかんばえ、とげこなかいがらむし、ガハニこなかいがらむし、オリーブかたかいがらむし、みかんながかきかいがらむし、みかんきいろあざみうま、みかんしまあざみうま、きぬかさあざみうま、みかんこぶが、メキシコみばい	有害動物又は有害植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却	
	かんきつそうか病菌、かんきつへたくされ病菌、かんきつくろほし病菌、かんきつはいいろ病菌、やのねかいがらむし、みかんこなかいがらむし、まるかいがらむし	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の一部の焼却	
14 りんご、なし、ぶどう、さくらんぼう、あんず、すぐり等の果実	りんごかしよう病菌、ガハニこなかいがらむし、みずきのかたかいがらむし、なしきなこむし、あんずしんくいむし、ぶどうみが、かきふくろかいがらむし	有害動物の附着している荷口の全部の焼却又は植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却若しくは煮沸	
	なしりんもん病菌、りんごくろほし病菌、ぶどうこくとう病菌、ぶどうつるはれ病菌、なしのひめしんくいむし、ものしんくいむし、りんごかきかいがらむし、なしまるかいがらむし、くわこなかいがらむし、おうとうはまだらみばえ、いがらむし、サンホーゼかい	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸若しくは焼却。有害植物の附着しているものの焼却	
15 すいか、メロン、まくわ、なす、とうがらし等の果実	すいかつるわれ病菌、メロンたんか病菌、きりりのめいが		
	すいかのへたくされ病菌、うり類のたんそ病菌、あおかび病菌、しらきぬ病菌、ふはいい病菌、かぼちやみばえ、ほおづきかめむし、ねぎあざみうま	有害動物又は有害植物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸若しくは煮沸。有害植物の附着している荷口の一部の焼却	
16 バナナ、パイシアップル等の果実	バナナたんそ病菌、バナナちくくされ病菌、ふはい病菌、あおかび病菌、しらきぬ病菌、パイセリヤかいがらむし、あかまるかいがらむし、パインアップルこなかいがらむし、えじぶとりたふきかいがらむし、かやきりもどき、たけひらたぞうむし、あふりかまいまい	有害動物の附着している荷口の全部又は植物の附着している荷口の一部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却若しくは煮沸	
17 ちしゃ、セロリー、リーキ、たまねぎ、かぶ等の葉菜及び根菜	しろへりぞうむし、やさいぞうむし、セロリーみどりあぶらむし	有害動物の附着している荷口全部のくん蒸又は焼却	
	セロリーかつぱん病菌、菌核病菌、ふはい病菌、だいこんあぶらむし、ももこぶあぶらむし、ねぎあざみうま、あわのめいが、ひめかめむし、はいまだらめいが	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の一部の焼却	
18 豆、コーヒー豆、ココア、こしょう、ターメリック、たばこの葉等の香辛料及びし好品の原料	わたみひげながぞうむし、コーヒーのみこしんくい、たばこしばんむし、ちやまだらめいが、のしめこくが、かししまめいが、じんさんしば	有害動物の附着している荷口の全部のくん蒸	
19 亜麻、麻、アバカ等の粗繊維、わら、むしろ、かます等のわら工品	いねのいもち病菌、むぎじょうはん病菌	有害植物の附着している荷口全部の焼却	
	いねごまはがれ病菌、いね菌核病菌類	有害動物の附着している荷口の全部又は一部のくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却	
20 木材	フイリッピンざいのきくいむし、なんようこなかきくいむし、デンドロクトヌス属のきくいむし、いえかみきり、バーベリーまつくいむし、もみのきくいむし	有害動物の附着している荷口の全部の煮沸又は薬剤散布若しくはくん蒸	
	さるのこしかけ、かわらたけ、かいめんたけ、ならたけ等の木材ふきう菌、まつのこきくいむし、まつおおきくいむし、まつのこきくいむし、とどまつおおきくいむし、いろかみきり、まつのきぼしぞうむし、すぎかみきり、まつのとびいろかみきりむし	有害動物の附着している荷口の全部又は一部の煮沸若しくは薬剤散布又はくん蒸。有害植物の附着している荷口の全部又は一部の焼却若しくは切除	
21 輸入を許可された禁止品		有害動物又は有害植物の附着している荷口の全部の焼却	

備考　この表に掲げる植物、有害動物又は有害植物は、例示であつて、ここに例示されていないものについては、この表に準じて措置するものとする。

別表第三　消毒方法の基準

方法	有害動物又は有害植物の種類	薬剤又は濃度	処理時間	温度（摂氏）	摘要
一 水銀剤浸せき	木本植物、草本植物、さい木、つぎ木、ほ木、だい木等の外部に附着する各種の有害植物	有機水銀剤一、〇〇〇倍液	三〇分―六〇分	一八度	液温が七度以下の場合は加温すること。
		昇汞五、〇〇〇倍液	一〇分―六〇分		
	種子の外部に附着する各種の有害植物	有機水銀剤一、〇〇〇倍液	六〇分―一〇〇時間	一八度	種子もみは一〇時間、穀類は二時間、液温が七度以下の場合は加温すること。
		昇汞三、〇〇〇―五、〇〇〇倍液	三〇分―二時間		
	甘しょ、馬鈴しょ、球根類等の外部に附着する各種の有害植物	有機水銀剤五〇〇―七〇〇倍液	六〇分―三〇分	一八度	液温が七度以下の場合は加温すること。
		昇汞五、〇〇〇倍液	六〇分		
二 水銀剤発まつ	栽植用の各種の種子の外部に附着する有害植物	発まつ用有機水銀剤一瓦当三―五瓦	混入後放置	自然温	

三 ホルマリン蒸	わら、なわ、こも、むしろ、その他生活力のない植物又は容器に附着する各種の有害植物	倉庫一、〇〇〇立方尺につき、三〇〇―五〇〇瓦	八時間―一〇時間	一八度以上	ホルマリンは、ホルムアルデハイド三五%のもの
四 乾熱処理	米、麦、雑穀等に附着する各種の有害植物及びこくじつせんちゅう		一時間―三時間	一〇〇度以上九〇度以上	真空くん蒸の場合は桑量を三分の一とすること。
五 温湯浸せき	米、麦、雑穀等に附着する各種の有害植物及びこくじつせんちゅう、球根類に附着するはなあぶ、あざみうま等の有害動物		三〇分―四五分三〇分	四五度―六〇度	温湯の温度を精密に保つこと。処理後乾燥すること。
六 塩水選	麦に混入するけんげに混入する菌核	比重一・一〇の塩水			浮上した菌核又は麦角を除去、焼却すること。
七 青酸ガス倉庫くん蒸	栽植用に供する木本植物、草本植物及びその部分又は果実の表面に附着するかいがらむし、あぶらむし、あざみうま、こなじらみ等の有害動物	倉庫一、〇〇〇立方尺につき青化ソーダ三〇〇瓦	六〇分	一〇〇―二〇〇度以上	植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては桑害について注意すること。
		比重一・二〇の塩水			
		一五〇瓦	三〇分		
八 青酸ガス天幕くん蒸	かんきつ樹その他果樹類に附着するかいがらむし類	一、〇〇〇立方尺につき液体青酸五〇瓦	一五分―二〇分	二〇度以上	くん蒸時の温度によりくん蒸時間を注意すること。
		一、〇〇〇立方尺につき青化ソーダ一五〇瓦	一五分	二〇度以上	
		三〇〇瓦	二〇分―三〇分	一〇度以下	
九 メチルブロマイド倉庫くん蒸	種子又は果実の内部に食入するくりしぎ、ぞうむし、なしのひめしんくい等の有害動物	倉庫一、〇〇〇立方尺につき、三三五〇瓦	二時間	五〇度以上一〇〇―一五〇度	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。
	栽植用に供する植物及びその部分に附着する有害動物	倉庫一、〇〇〇立方尺につき、三五〇瓦	二時間	一五度以上二〇度	
		一、一二五―九〇〇瓦		一〇〇―一五〇度	
		六七五―四五〇瓦		二〇―二五度	
	麦詰された米、麦、大豆、コプラ等で食糧、酸造、飼料又は油糧等に供するものに附着する有害動物（こくじつせんちゅうを除く。）	倉庫一、〇〇〇立方尺につき一、一二五瓦	四八時間	五度以上一〇〇―二〇〇度	ガスを倉庫の上部に向つて噴出させること。
		九〇〇―四五〇瓦			

備考　この表に掲げる倉庫くん蒸の場合の薬量等は、別表第四に掲げるB級倉庫を標準としたものである。

別表第四　倉庫の基準

級別 / 箇所	A級	B級	C級
屋根	コンクリート又は土蔵造り厚さ二寸以上のもの	二重屋根で上下の屋根の間にしつくい、モルタル、ピッチ等を塗り、又はルーフィングペーパーピッチ等ではつたもの	二重屋根でルーフィングペーパーが間にはつてあるか、塗料によつて塗りとめされているもの
外壁	コンクリート又は土蔵造り厚さ三寸以上	コンクリート造り又はモルタル塗り厚さ一寸以上、土造二寸以上、石又はれんが造りでき、裂のないもの	上に準ずる材料で多少程度が低くき裂の修理可能のもの
床	コンクリート厚さ五寸以上	コンクリート厚さ三寸以上石又はれんが敷のもの	上に準ずる材料で多少程度の低いもの
屋根、外壁及び床の接合部	コンクリート、モルタル、しつくい等の塗りつめ	同上	ルーフィングペーパー、フェルトペーパー等により目ばりのしてあるもの
戸口	二重扉、コンクリート引戸、鉄扉等で密閉完全なもの	簡単な目ばりで密閉し得るもの	密閉処置が可能のもの